

新基本指針に記載する指定管理鳥獣の管理に関する事項（素案）

1. 指定管理鳥獣の指定のあり方

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の作成状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く）として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。

また、国は、指定管理鳥獣の生息状況等や捕獲等の特例措置の必要性を勘案して、必要に応じて対象種の見直しを行うものとする。

【環境省令（想定）】

法第2条第5項 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

⇒法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、●●とする。

【通知に記載する内容（想定）】

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく措置のみでは対策の効果に限界があると考えられる場合において、都道府県等が実施する指定管理鳥獣の捕獲等についての特例措置を講ずることで、必要な捕獲数を確保するために実施するものであり、指定管理鳥獣については国が広域的な観点から指定するものとしている。

このため、指定管理鳥獣は、以下のア～エの全てを満たす鳥獣を対象とする。

ア) 全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣

イ) 被害を低減するためには、生息数を減少させ、又はその生息地の範囲を縮小させることが必要な鳥獣

ウ) 狩猟者による自発的な捕獲等に加え、「集中的」に捕獲等が必要な鳥獣

エ) 局地的になされる被害防止のための捕獲等に加え、広範囲にわたる当該鳥獣の生息地や分布が急速に拡大している地域をも対象とする等、広域的な観点から捕獲等の実施場所を定めて、「広域的」に捕獲等をする必要がある鳥獣

1 指定管理鳥獣の指定にあたっては、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に
2 対する被害量が把握されており、かつ、全国的に被害が甚大な状況にあること、国による
3 当該鳥獣の全国的な生息数の動向の推定が行われていること、当該鳥獣の生息数と被害量
4 に関連が認められていること等を考慮するものとする。さらに、第二種特定鳥獣管理計画
5 がある程度の数の都道府県において作成されており、かつ、さらなる捕獲等の強化が必要
6 とされており、複数の都道府県において指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される見込みがあ
7 ることに配慮するものとする。

8 なお、指定にあたっては、捕獲等の促進により、生息数が適正な水準を越えて減少、あ
9 るいは、生息地が適正な範囲を超えて縮小することがないように、国及び都道府県が、捕獲
10 数の増減に伴う生息数の増減や被害の増減等を把握するとともに、必要に応じて適切な時
11 期に指定解除をする等、当該鳥獣の管理に把握した情報を反映するよう留意するものとし
12 る。

13

2. 指定管理鳥獣の管理の考え方

都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲等の目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

指定管理鳥獣の管理にあたっては、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとし、特に、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等と指定管理鳥獣捕獲等事業が補完し合うよう努めるものとする。

指定管理鳥獣の適切な管理のため、都道府県は、生息域の分布等に関する調査や個体数推定等を実施して生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する等、管理の基本的な指針を定め、各都道府県の取組状況の評価や技術的な助言を行う等により、都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価、必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援を行う。また、必要に応じて国が複数の都道府県による協力連携体制を構築する等により、全国的な取組の水準を高めるよう努めるものとする。さらに、国の機関が管理する区域内において、国の機関が自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、当該都道府県の第二種特定鳥獣管理計画と十分整合を取りつつ、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

3. 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であつて、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるものとし、以下の事項を盛り込むこととする。

(※指定管理鳥獣捕獲等事業部分のみ。薄字は現行基本指針に記載済み。)

○保護及び管理の目標

(略)

なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該都道府県において、第二種特定鳥獣による被害状況や第二種特定鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及び将来予測を実施し、指定管理鳥獣の生息数の動向及び必要な捕獲数を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングし、指標等の評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことが望ましい。

○指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画に定める事項として法第7条の2第5項に定める事項については、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するにあたって、既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性について、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、当該都道府県内における捕獲数、及び、当該鳥獣の生息数の動向（個体数推定及び将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から記載するものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のための事業計画であることから、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

実施区域は、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を記載するものとする。

1 事業の目標は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を
2 検証・評価できるよう、過去の捕獲等の実績に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事
3 業による捕獲数等を記載するものとし、必要に応じて、生息密度や生息域の分
4 布、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標
5 については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするると
6 もに、捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう
7 努めるものとする。

8 事業の実施方法及びモニタリング方法については、第二種特定鳥獣管理計画
9 との整合をとるよう留意し、実施の時期、評価方法等を簡潔に記載するものと
10 する。

11 実施者について、都道府県又は国の機関が実施する旨を記載するものとする。

12
13 ○計画の作成及び実行手続

14 (2) 関係地方公共団体との協議

15 (略)

16 夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合
17 にあつては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県警察との情報
18 共有を行うものとする。

19 (3) 利害関係人の意見の聴取

20 (略)

21 なお、都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む
22 第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、そ
23 の内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該
24 国の機関の長と協議をするものとする。

25
26 ○計画の実行体制の整備

27 管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数
28 管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図ると
29 ともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、地域の大学・研究機関及び
30 鳥獣の研究者との連携により、管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関に
31 においては、鳥獣の管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備す
32 るよう努めるものとする。この際、鳥獣管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用
33 し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

34 特に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により捕獲等の強化を図る場合は、適
35 切かつ効率的に事業を実施するため、都道府県は計画の作成・実行において、

1 専門的人材を配置するよう努めるとともに、国は都道府県による専門的人材の
2 育成・確保に対する支援に努めるものとする。

3

4 【通知に記載する内容（想定）】

5 ・指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣の管理を図るための事業の中でも、特に関
6 係者間で合意を図る必要があることから、第二種特定鳥獣管理計画に指定管理鳥獣捕獲
7 等事業に関する基本的事項を記載する場合は、第二種特定鳥獣管理計画の策定を開始す
8 る段階から関係者間の調整を図るものとする。

9 ・鳥類の卵の採取等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象としない。

10

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

(1) 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、当該都道府県における第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている場合であって、生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県または国の機関が実施するものとする。

都道府県または国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成するものとする。

実施計画の作成にあたっては、当該都道府県内において、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の程度、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及び将来予測を行うよう努めるものとし、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び事業の内容を定めるものとする。

(2) 実施計画に記載する項目

実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えないものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 1 実施計画作成の背景及び目的
- 2 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - ① 捕獲方法
 - ② 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る）
 - ③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

1 (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成者

2 指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするためには、局所的な被害対策としてで
3 はなく、都道府県の区域程度の範囲で鳥獣の生息状況をみながら、また、必要
4 に応じて隣接県とも調整を図りつつ、捕獲等を行うことが適当であること、鳥
5 獣に関する事業は原則として都道府県が実施することとされていることから、
6 都道府県知事が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成することとしている。

7

5. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成にあたっては、以下の事項を盛り込むこととする。

(1) 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、当該都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定と将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を記載するものとする。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められるものとする。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。また、上位計画である第二種特定鳥獣管理計画との整合を図るため、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定するものとする。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を記載するものとする。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがる範囲を想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。具体的には、可能な限り詳細な地名を記載するとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める鳥獣被害防止計画に基づく捕獲等を実施している区域、あるいは、国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業との整合のとれた目標を設定するとともに、連携して管理

を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うものとする。

なお、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊等が被害対策を十分に行っている区域や、狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な役割分担がなされるよう考慮するものとする。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定めるものとする。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定めるものとする。なお、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込むこととする。

① 捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について、記載するものとする。なお、銃猟の場合は、実施方法（巻き狩り、誘引狙撃等）等を記載し、わな猟及び網猟の場合は、使用するわな及び網の種類（くくりわな、箱わな、囲いわな等）及び規模等を記載することとする。また、作業手順や安全管理、回収・処分方法等について簡潔に記載するものとする。

② 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第 18 条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣について、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を記載するものとする。

捕獲方法の詳細として、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、鉛製銃弾を使用しないこととし、その旨を記載するものとする。

1 また、生態系への配慮事項の詳細として、放置した鳥獣を捕食する他の動物
2 を誘引して生態系等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を必要に
3 応じて記載するものとする。

4 住民等の安全及び生活環境への配慮事項の詳細として、クマ類の生息する地
5 域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を
6 及ぼす恐れがある場合は放置をしない旨を必要に応じて記載こととする。さら
7 に、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合
8 や、住民等の理解が得られない場合においては放置をしない旨を必要に応じて
9 記載するものとする。

10 なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、必要
11 に応じて、専門家の意見を聴取する。また、放置する区域の土地所有者や管理
12 者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得ると
13 ともに、事業途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止すも
14 のとする。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情
15 報収集に努めるものとする。

17 【環境省令（想定）】

18 法第14条の2第8項第1号 第十八条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置
19 することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事
20 業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該
21 当するとき。

22 ⇒法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合は、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲
23 等をした場所に放置することが、次に掲げる事項全てを満たす場合とする。

24 一 住民等の生活や当該地域の産業等に支障がない場合

25 二 銃猟にあつては鉛製銃弾を使用していない場合

26 三 捕獲等の数を増やすことが捕獲等をした鳥獣を持ち帰る等の処置より優先されると
27 認められる場合

29 【通知に記載する内容（想定）】

30 法第18条においては、捕獲等をした鳥獣をその場に放置しておくことは、鳥獣の死体に
31 残されている鉛製銃弾を猛禽類等が摂取することにより鉛中毒を起こすことにつながるお
32 それがあること、また、これを餌とする動物の増加を誘発し、生態系の攪乱を生じるおそ
33 れがあることから、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場
34 合を除き、捕獲等をした鳥獣の死体をその場に放置しておくことを禁止している。

1 一方、生態系への影響が軽微なものとはいえない場合であっても、当該鳥獣が生態系へ
2 与える被害の方が甚大な場合にあつては、放置を認めてより効率的な捕獲等を行う場合と
3 比較衡量して、地域の特性によっては放置を認めても著しい支障が生じないと判断される
4 ときには放置が認められている。指定管理鳥獣捕獲等事業において捕獲等をした場所に放
5 置する場合は、猛禽類の鉛中毒の防止のため、鉛製銃弾を使用しないことを絶対的な条件
6 とする。

7 8 ③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）

9 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第 38 条第 1 項で禁止されている日出
10 前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」と
11 いう。）について、捕獲等の効率性を向上させるために有効であり、かつ、安全
12 管理を厳格に行える場合において、限定的に夜間銃猟を認めることとする。

13 夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃
14 猟を実施する必要性、実施する時期、区域、実施方法、実施者（夜間銃猟に関
15 する認定を受けた法第 18 条の 2 第 1 項に規定する事業者に限る）、安全管理体
16 制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定めるものとする。なお、
17 具体的な内容については、受託者（夜間銃猟に関する認定鳥獣捕獲等事業者）
18 が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

19 夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性の確保が必要であることや、長期
20 的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必
21 要な事項を記載するものとする。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合
22 においては、その必要性を慎重に判断することとし、専門家や関係者等の意見
23 を踏まえて実施内容等を検討して記載するものとする。

24 25 （7）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

26 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制として、事業主体（都道府県又は国の機
27 関、直営又は委託等）を記載するものとする。

28 事業の実施にあたっては、認定鳥獣捕獲等事業者に委託する等、責任を持つ
29 て安全管理を行うことができる者が捕獲等を実施する体制を整備するものとし
30 る。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、捕獲等事業の計画作
31 成、捕獲等の実施、結果の把握と評価、計画の改善を実施し得る体制を整備す
32 るとともに、必要に応じて地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携に
33 より、科学的・計画的な事業の実施に努めるものとする。

1 (8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
2 住民等（実施区域内で業務を行う者や観光等で立ち入る者を含む）の安全の
3 確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を記載するものとする。

4 住民等の安全を確保するために必要な事項については、都道府県及び指定管
5 理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、例えば、指定
6 管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民等や関係者への周知、銃猟実施時の立入
7 規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示、捕獲作業
8 実施者による安全管理等を記載するものとする。

9
10 【通知に記載する事項（想定）

11 法第9条第1項に基づく鳥獣の捕獲等の許可については、住民等の安全の確保又は社寺
12 境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を
13 及ぼすおそれがあるような場合は許可しないこととしている。

14 一方、指定管理鳥獣捕獲等事業について、法第9条第1項に基づく鳥獣の捕獲等の許可
15 は要しないが、当該許可の要件を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に際しては、確
16 実に住民等の安全の確保及び指定区域の静穏の保持を図ることができる方法で実施するこ
17 とを実施計画に記載する必要がある。

18
19
20 (9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

21 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域
22 社会への配慮その他の事項を記載するものとする。

23
24 ①事業において遵守しなければならない事項

25 事業において確実に遵守しなければならない事項があれば記載するものとし
26 る。例えば、無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法の遵守等が挙げら
27 れる。

28
29 ②配慮すべき事項

30 事業において配慮すべき事項があれば記載するものとする。例えば、猟犬を
31 使用する際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにす
32 るとともに、必ず猟犬の使用者の元に戻ってくるようにして確実な回収に努め
33 ることが挙げられる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴
34 い、山中で回収できなかった捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中
35 毒被害が生じることを防ぐため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕

1 獲個体の放置をしない場合においても、非鉛製銃弾の使用を進めるよう努める
2 ものとする。

3

4 ③地域社会への配慮

5 地域社会に配慮すべき事項があれば記載するものとする。指定管理鳥獣捕獲
6 等事業を実施していく上で地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実
7 施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配
8 慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について
9 普及啓発し、理解を得るよう努めるものとする。

6. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で実施計画を作成し実行するものとする。

(1) 関係地方公共団体との協議

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、実施計画については、実施計画対象区域に係る市町村と協議するものとする。

また、実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、実施計画についてあらかじめ都道府県警察と協議するものとする。

(2) 利害関係人の意見の聴取

法第14条の2第4項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の事情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の必要な機関並びに団体又は個人が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、その他の住民等の意見の聴取にも努めるものとする。

なお、実施計画の作成段階において、国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が想定される場合においては、当該国の機関に意見聴取を行うものとする。また、実施区域に国立公園を含む場合においては管轄する地方環境事務所等、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の2第4項に規定に基づき環境大臣に報告する。

(4) 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続き

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、捕獲許可が不要となることから、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、または、変更する場合には、あらかじめ、管轄する地方環境事務所と協議する。

1 都道府県知事は、実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合にお
2 いて、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果
3 を環境大臣に報告する。

4
5 (5) 国の機関が実施する場合の手続き

6 国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の
7 捕獲等をする場合において、かつ、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣
8 管理計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として
9 当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、あらかじめ、当該
10 指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した実施計画に適合することに
11 ついて、当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

12 都道府県知事は、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国
13 の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、
14 事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟をする場合はその方法を含む）、
15 事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その
16 内容が実施計画に適合する旨の確認をする。

17 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、実施期間が満了したときは、
18 その日から起算して二十日を経過する日までに、業務記録の提出等の方法によ
19 り、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。

20
21 【環境省令（想定）】

22 法第14条の2第3項 都道府県知事は前項第三号に規定する実施区域内に第二十八条第一
23 項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある場合においては、前項第二号に規
24 定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算し
25 て三十日を経過する日までに、当該都道府県知事が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に
26 係る捕獲等の結果を環境大臣に報告しなければならない。

27 ⇒法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした
28 場所、その捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要
29 について行うものとする。

30
31 法第14条の5第2項 国の機関は、環境省令で定めるところにより、指定管理鳥獣捕獲等
32 事業実施計画に従って当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。この場合
33 において、当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関は、環境省令で定
34 めるところにより、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が当該指定管理鳥獣捕獲
35 等事業に係る指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理
36 鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受けなければならない。

1 ⇒法第十四条の二第五項の規定による国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、国
2 が管理等をする区域内において、国が管理等をする目的の達成のために鳥獣の管理が必
3 要と認められる場合であって、かつ、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計
4 画の目標の達成のために必要と認められた場合に実施することができるものとする。

5 ⇒法第十四条の二第五項の規定による都道府県知事の確認は、国の機関による指定管理鳥
6 獣捕獲等事業の実施の十日前までに、同条第二項各号に掲げる事項について記載した書
7 面の提出を受けて行うものとする。

8
9 法第14条の2第6項 前項の確認を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する国の機関は、
10 当該指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところに
11 より、その日から起算して二十日を経過する日までに、当該指定管理鳥獣捕獲等事業に
12 係る捕獲等の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

13 ⇒法第十四条の二第六項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした
14 場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

15
16 【通知に記載する内容（想定）】

17 国の機関が、管理する区域内において、自らの業務の遂行上必要がある場合に、鳥獣の
18 捕獲等をしていることがある。

19 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するに当たっては、これらの捕獲等を取り込み一体的に
20 実施することで、都道府県にとっては当該区域における鳥獣の管理の目的を達成する観点
21 からより適当な者に捕獲等を担わせることができることとなり、国の機関にとっては捕獲
22 等の特例により効率的な捕獲等ができることとなる。そのため、国の機関は、都道府県の
23 定める実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができたとされている。

24 ただし、国の機関がする捕獲等が、都道府県がする捕獲等と連携して適切に行われる必
25 要があることから、実施計画策定者である都道府県知事が国の機関による捕獲等の内容を
26 確認する。なお、夜間銃猟に係る実施計画に適合していることの確認については、国の機
27 関から委託を受けた者が作成した作業計画についても、実施計画策定者である都道府県知
28 事の確認を受けるものとする。

29 また、都道府県知事が、国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を
30 踏まえ、引き続き当該事業の実施が必要か、どの程度の捕獲等が必要かを判断するため、
31 国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果については、実施期間の
32 満了の日から二十日以内に都道府県知事に通知することとしている。

33

7. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

委託にあたっては、以下の考え方で行うものとする。

(1) 委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、安全かつ効率的な捕獲等を行う観点から、当該都道府県内において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮するものとする。また、認定鳥獣捕獲等事業者については、安全管理体制及び従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることを鑑みれば、このような事業者を育成する観点からも、必要に応じて認定鳥獣捕獲等事業者に積極的に委託することが望ましい。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保については今後の課題であることを鑑みて、当面の間、鳥獣の種類や捕獲等の方法に応じて、適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者であり、安全管理体制を有する者については、認定鳥獣捕獲等事業者以外の法人格を有していない者であっても、指定管理鳥獣捕獲等事業の内容や地域の事情に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるものとする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域及びその周辺に、従来その地域で活動してきた狩猟者団体等がある場合には、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに、必要に応じて協力を求める等、受託者と狩猟者団体等との間で軋轢が生じることのないよう、実施主体である都道府県等は、両者の調整を適切に行う等、十分な連携や協調に配慮し、狩猟者団体等と連携して取り組むことができる体制を構築するよう努めるものとする。

(2) 委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、業務として適切な価格で発注するよう、適切な捕獲作業従事者の単価の設定や業務内容等に配慮することとし、安全確保や効率性等の観点から適切な価格設定となるよう、捕獲実績や捕獲手法、安全管理体制等も考慮するなどして、業務の仕様を検討するものとする。なお、業務の成果について、捕獲数のみを設定することが望ましくない場合に

1 おいては、出勤日数その他必要な事項を規定する。なお、生態系等への配慮が
2 必要な地域においては、生態系等への配慮を求めるものとする。

3 4 (3) 従事者証の交付

5 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲
6 等の許可を要しないが、違法行為の取り締まりの観点から、指定管理鳥獣捕獲
7 等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必
8 要である。

9 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法
10 第14条の2第9項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者
11 等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付す
12 ることとする。

13 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、受託者の従事者等（補助者を
14 含む）が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携帯させるものとする。

15 16 【環境省令（想定）】

17 法第14条の2第7項 都道府県及び第五項の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕
18 獲等事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に
19 対し、その実施を委託することができる。

20 ⇒法第十四条の二第七項の環境省令で定める者は、鳥獣の種類や捕獲等の方法に応じて、
21 適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者であり、安全管理体
22 制を有する者とする。

23 24 【通知に記載する内容（想定）】

25 ○損害の賠償に係る考え方

26 指定管理鳥獣捕獲等事業によって、他人に損害を与えた場合に備え、被害者への損害賠
27 償責任を確実に果たすことを確保するため、鳥獣の捕獲等に従事する全ての者（補助者を
28 含む）が、損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約の被保険者であることを確保
29 するものとする。

30 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による損害保険契約については、鳥獣捕獲等事
31 業に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害
32 賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、鳥獣の捕獲等に従事する者に
33 対して保険金額が、銃猟にあつては1億円以上（無制限が望ましい）、網・わな猟にあつて
34 は5千万円以上とするものに限る。受託者についても同様の損害保険契約の被保険者とな
35 ることが望ましい。

1 なお、従事者同士の事故や自損事故に備えて、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者は鳥獣
2 の捕獲等に従事する者を雇用し、その従事者を労災保険の対象とすべきである。

3

4 ○捕獲した個体の利用

5 事業の委託にあたっては、事業者が捕獲した個体について、食肉その他の用途に有効活
6 用することを促進することが望ましい。

7

8. 夜間銃猟の実施に関する作業計画

(1) 夜間銃猟の委託と作業計画の作成

指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、当該委託に係る事業ごとに、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

① 夜間銃猟の実施日時

夜間銃猟の実施日時については、必要性や安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定めるものとする。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。

② 夜間銃猟の実施区域

夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を記載するものとする。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。

③ 夜間銃猟の実施方法

夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所や方向、想定する着弾点等を可能な限り具体的に明確に記載するとともに、安全性の確保策（バックストップの確保、人の立入がないこと、着弾点の狭さ等）、視認性を確保する方法（スポットライト等）、実施者（射手及び補助者）、安全管理体制（実施責任者、緊急連絡体制等）を記載するものとする。また、住民等の安全確保のための対策や周辺地域等への注意喚起の方法等を記載するものとする。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い鳥獣を増加させないための方策について記載するよう努めるものとする。

④ 夜間銃猟をする者

夜間銃猟をする全ての従事者について、氏名、狩猟免許番号・銃所持許可証番号とそれぞれの交付年月日を記載するものとする。

1 ⑤ その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措
2 置及び周辺地域への注意喚起の方法等）

3 夜間銃猟をする際、住民等の安全確保のために特に必要なものとしてとる措
4 置や、周辺地域への注意喚起の方法について記載するものとする。具体的には、
5 夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の
6 周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を記載するものとする。

7 なお、夜間銃猟をする地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該
8 地区の合意を得ることとし、合意を得た旨を記載するものとする。

9 10 （２）夜間銃猟の実施手続き

11 夜間銃猟を実施する者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余
12 裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて
13 提出するものとする。

14 都道府県知事においては、当該作業計画が実施計画に適合する旨の確認を行
15 い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、確認を受けた夜間銃猟を
16 する者が夜間銃猟を行うこと。

17 なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際
18 には、実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確
19 保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都
20 道府県警察（地元警察署）の意見を聴取するなど、十分な調整を行うものとし
21 る。

22 23 【環境省令（想定）】

24 法第14条の8第1項第2号 前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第十
25 八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定
26 めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、
27 実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であつて環境
28 省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府
29 県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間
30 銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

31 ⇒法第十四条の二第八項第二号の規定による都道府県知事の確認は、実施の十日前までに、
32 書面による提出により行うものとする。

33 ⇒法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定めるものは、住民の安全確保のために特に
34 必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法とする。

9. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の執行体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、必要に応じて地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携を図りつつ、実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。また、事業の実施にあたっては認定鳥獣捕獲等事業者に委託する等、安全管理に責任を持って捕獲等を実施できる者が捕獲等を実施する体制を整備するものとする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上で、地域社会の理解と協力が不可欠であることから、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について丁寧に説明することが望ましい。

10. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者（国の機関が実施する場合は当該国の機関）から捕獲数及び捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況及び達成できなかった場合はその理由等を検証し、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果を評価するものとする。特に、夜間銃猟の実施後には、実施方法や実施者等について、専門家や関係者等の意見を踏まえて成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証するものとする。更に、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、生息状況調査の効率化、情報の簡便な分析方法等について検討するものとする。

また、国は、適切な調査手法等の提案や、必要に応じて手法の全国的な統一を行うほか、各都道府県における取組の進捗状況等の把握に努めるものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間が終了したときには、対象鳥獣の捕獲数や捕獲場所、捕獲情報（捕獲努力量、費用等を含む）等の事業成果に関する情報をもとに、事業の目標の達成状況や第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、必要に応じて次期の実施計画を作成するものとする。評価の実施にあたっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。